

3 学校生活・生徒心得

1 始業・終業の時刻

校 時 表			
S	H	R	8:30～ 8:40
1	校	時	8:45～ 9:35
2	校	時	9:45～10:35
3	校	時	10:45～11:35
4	校	時	11:45～12:35
昼	休	み	12:35～13:20
5	校	時	13:20～14:10
6	校	時	14:20～15:10
7校時(火・木曜日)			15:20～16:10
放	課	後	部 活 動
下	校	夏(3月～11月)	18:00
		冬(12月～2月)	17:00

2 服装・身だしなみ

(1) 制 服 男女とも学校指定の物を着用し、下記の注意事項を守ること。

	男 子	女 子
冬 服	標準学生服、スラックスとする。 ・左襟に校章、右襟に学年章を付ける。 ・指定のボタンを用いる。 ・防寒着として学校指定のセーターを着用してもよい。	学校指定のブレザー、ベスト、ブラウス、スカート、リボンとする。 ・防寒着として学校指定のセーターを着用してもよい。
合 服	学校指定の長袖カッターシャツとスラックスとする。 ・学校指定のセーターを着用してもよい。 下着に色、柄、文字付きのTシャツなどを着用しない。	学校指定のブラウス、ベスト、スカート、リボンとする。 ・学校指定のセーターを着用してもよい。 下着に色、柄、文字付きのTシャツなどを着用しない。
夏 服	学校指定の半袖ニットシャツとスラックスとする。 ・下着に色、柄、文字付きのTシャツなどを着用しない。	学校指定の半袖ブラウス、スカート、リボンとする。 ・下着に色、柄、文字付きのTシャツなどを着用しない。

(2) 防寒着

- ・学校指定のもの(ウィンドブレーカー・セーター)を着用する。(購入は自由)
- ・マフラー、手袋の着用は認めるが、校舎内では着用しないこと。(機能的であり、華美でないもの)
- ・防寒のために女子は冬服、合服の時に黒タイツの着用を許可する。

(3) 靴・靴下・セーター等について

通学靴……男子…白を基調とした運動靴とする。

女子…白を基調とした運動靴、あるいは学校指定の黒の革靴(かかとの高くないもの)とする。

上履き……校舎内においては、指定の上履きを履くこと。

靴 下……男子…白とする。(ワンポイント可)

女子…白とする。(ワンポイント可、メッシュ・レース・ルーズソックス不可)ストッキングを着用する場合はベージュ系の色とする。

セーター・ベスト……すべて学校指定のものとする。

- (4) 頭 髪 男女とも、高校生であることを自覚し、清潔で質素であること。(加工は原則禁止する)
男子……頭髪は、耳が見え、前髪は目にかからない。後ろ髪は制服の襟にかからないこと、
極端な刈り上げ等はしない。
女子……前髪は目にかからない。(髪が長い場合は束ねること)
束ねる場合はゴム(黒・紺・茶)またはヘアピン(黒の細いもの)とする。
(ヘアバンド・カチューシャ・髪留め等の装飾品は禁止する。)
備考 異装については異装届を提出し、必ず生徒支援部の許可を得る。
- (5) その他 下記のものを禁止する。
- ① 化粧(色つき日焼け止めクリームを含む)・眉の変形・色つきリップ・マニキュア・アイプチなど。
 - ② 装飾品(ピアス・指輪・ネックレス・ミサンガ・チタンネックレスなど)

3 登下校の注意

- (1) 生徒証は、登下校及び外出時には必ず携帯する。
- (2) 登校は、始業5分前(8:25)までに校門に入る。
- (3) 遅刻・欠席する場合は、事前に保護者が連絡(8:00~8:20)する。遅刻した場合、登校したら必ず職員室の遅刻届に記入の上、許可を得て教室に行く。
- (4) 制服・靴・鞆などは学校指定の物を用い、規定を守って通学する。
- (5) 自転車通学について
 - ① 自転車通学を希望する者は「自転車通学許可願」を提出する。
 - ② 学校で点検の上、許可された自転車には、番号入りステッカーを後部に貼付する。
 - ③ 自転車を更新する場合も必ず届け出る。
 - ④ 自転車を購入する場合は、安全第一として車種を選ぶ。荷台を必ずつけること。ドロップ・変形ハンドルは禁止する。
 - ⑤ 自転車(を購入する場合)は必ず防犯登録をする。
 - ⑥ 雨天時の傘差し運転は絶対にしない。
 - ⑦ 鞆が2つある場合には、荷台にくくるか、両肩に背負う。
 - ⑧ スタンドは両立スタンドにする。(駐輪中の転倒防止と自転車置き場の収容台数を確保するため)
 - ⑨ 自転車保険に加入すること。※(平成27年10月1日より保険加入の義務化)
- (6) 送迎される場合は、安全が確保できる広い場所までとし、校門付近への送迎はお控えいただくようご協力のほどよろしく申し上げます。

4 校内生活

- (1) 始業時より終業時まで許可なく校外に出てはならない。(早退・欠課は許可を得る。)
- (2) 学校の器物は大切に扱う。破損した場合は、原則として本人弁償とする。
- (3) 貴重品と携帯電話(スマートフォン)についてのきまり
 - ① 貴重品(財布・携帯電話・スマートフォン・学習用タブレットPC等)は各自の個人ロッカーに入れる等して、個人で責任を持って管理すること。
 - ② 携帯電話(スマートフォン等)は校内へ持ち込むことは許可するが校内では、必ず電源を切ること。規則違反が発覚した場合は、別途細目に従い指導する。
- (4) 履物の区別
校舎内は上履き、体育館は専用シューズ(いずれも本校指定の物)を履く。
- (5) 食堂の利用について
 - ① セルフサービスなので、使用後は必ず食器などを所定の位置に返す。
 - ② ペットボトルなどのゴミは、専用ゴミ箱に必ず捨てる。守れない場合は、販売中止もある。

(6) 部室の使用について

- ① 部室の使用は、特別に顧問の指示、承認がある場合を除き、原則として始業前（早朝練習を行う場合）及び放課後のみとする。
- ② 盗難防止のため、部室には貴重品を置かない。（部活動に不必要なものも同様とする。）
- ③ 使用後の施錠は各部で責任を持って行う。原則として、部活動中も施錠する。
- ④ 部室の鍵については、運動部は体育準備室で、文化部は職員室のキーボックスで管理する。

5 校外生活

- (1) 社会道徳や交通ルール、マナーを守る。
- (2) 夜間の外出はなるべく避ける。
(深夜徘徊は補導の対象。無断外泊は厳禁する。)
- (3) アルバイトは原則禁止とする。（特に事情のある場合は、あらかじめ保護者を通じて担任へ申し出る。審議の上許可することもある。）
- (4) 男女間の交際は、高校生らしい節度ある明朗なものとするよう心がける。
- (5) 原付自転車・自動二輪・普通自動車などを運転することは許可しない。
- (6) 交通事故・校外補導を受けた場合などは、できるだけ速やかに学校（担任）に連絡する。

6 厳禁事項

次のような行為のあった場合、学則により懲戒及び特別指導等に処せられる。

- (1) 法にふれる行為（飲酒・喫煙・窃盗・暴力行為など）及びいじめに該当する行為
- (2) 定期考査及び小テストにおける不正行為（携帯電話の着信音・アラーム音なども含む）
- (3) 服装規定違反
- (4) 無届けによる欠席・遅刻・早退・外出等
- (5) 学習態度の不良、授業の妨害等、学校秩序を乱すこと
- (6) 公共物・その他の汚損等
- (7) 教師に対する粗暴な言動
- (8) 脅迫的行為・凶器所持等
- (9) 賭博行為・万引等
- (10) 性行不良
- (11) 薬物乱用等
- (12) 定期券不正使用等の不正乗車
- (13) 運転免許証の無断取得や無断アルバイト等
- (14) 高校生として好ましくない場所への立ち入り
- (15) 無断外泊・家出等
- (16) 他人に迷惑を及ぼす行為
- (17) その他、高校生として本分に反する行為